



内宮慶之FP事務所

〒582-0019

大阪府柏原市平野2-449-1

ぶどうが丘ハイツ515号

e-mail : fp.uchimiya@gmail.com

携帯電話 : 090-9803-7479

お気軽にご相談下さい



072-911-4520

内宮慶之FP事務所

検索

FP Topics

= 高齢者施設の特徴について =

2025年5月号

= One's impressions =

暑くもなく寒くもない良い季節ですが、いかがお過ごしでしょうか？今年はしっかりと春を感じることができたのではないのでしょうか。最近は冬を終えるとすぐに夏が来るような錯覚を覚えていました。日本に四季がなくなって、夏と冬しかなくなるのでは？という恐怖感もありました・・・あっという間に梅雨がやってきそうですね。

さて、今月は先月号の続きとして、高齢者施設の具体的な内容を見ていきたいと思います。今月は、介護認定を受けていなくても、入居できる施設を紹介したいと思います。

原則的には、60歳以上であれば入居可能な施設です。入居後、介護が必要となった場合には、必要な介護サービスを受けることもできます。介護認定の度合いによっては、介護付き施設への転居が必要になる場合もあるようです。

= 介護認定を受けずに入居可能な施設 =

①	サービス付き高齢者向け住宅
②	シルバーハウジング
③	ケアハウス
④	住宅型有料老人ホーム
⑤	シニア向け分譲マンション
⑥	介護付き有料老人ホーム



= 各施設の概要等 =

① サービス付き高齢者向け住宅

見守りサービス付の民間の賃貸住宅です。マンションタイプもワンルームもあり、食事やその他のサービス等のグレードも様々です。最近では介護付きの施設が増加しているようです。

《必要経費等の目安》

居住費：4万円～数十万円

食費・介護費用等：利用分を負担

前払金・敷金等：10万円程度～数千万円

② シルバーハウジング

見守りサービス付きの公営住宅です。生活援助員が配置されています。家賃は収入（所得）により設定されます。

《必要経費等の目安》

居住費：1万円～10万円程度

食費・介護費用等：利用分を負担

前払金・敷金等：なし

③ ケアハウス

生活に不安がある高齢者向けの施設で、食事等の生活支援サービスが提供されます。居住や食費に係る費用は、収入（所得）によって設定されます。

《必要経費等の目安》

居住費：7万円～15万円程度

食費・介護費用等：利用分を負担

前払金・敷金等：各施設による



④住宅型有料老人ホーム

サービス付き高齢者向け住宅と同じような施設ですが、生活支援サービス等が必ず提供されます。

（サービスの利用は選択制です）

《必要経費等の目安》

居住費：10万円程度～

食費・介護費用等：利用分を負担

敷金等：各施設による

⑤シニア向け分譲マンション

高齢者向けサービスが提供される分譲マンションです。レストランが併設された食事の提供、医療や介護等の連携が確立されている。サービスが充実している分、管理費は高額となっています。

当該分譲マンションは相続の対象となります。

《必要経費等の目安》

居住費：7万円程度～

食費・介護費用等：利用分を負担

購入費用：数千万円～

⑥介護付き有料老人ホーム

健康で元気なうちから入居して生活を楽しみ、介護が必要となった場合には、施設内の介護サービスを受け、人生を全うできる施設です。24時間の介護サービスを受けることができます。

施設やサービスが充実していることから、料金が高額となる施設が多くなっています。

《必要経費等の目安》

居住費：15万円程度～

食費・介護費用等：利用分を負担

前払金・敷金等：1,000万円程度～

※時節柄、最近のご相談案件では、介護等に関する内容も少なくありません。介護認定を受ける場合でも、その適用度合いにより、介護保険の適用関係に大きな差が生じます。介護認定の度合いは地域によって差があるようです。3回トライしても介護認定が下りないと嘆いている方もいらっしゃいました。要支援と要介護でも大きな差があります。たくさんの情報を得る必要があるように思います。



お話があちこち飛んでしまい申し訳ありません。

今月号は沢歩きのお話に戻したいと思います。

2月号では、幕营地でのお楽しみ“お酒”のお話で終わっていました。一日の行動を終え、焚火を囲みながらゆっくり楽しむお酒は、格別なものがあります。精霊をひしひしと感じ、清らかな沢音とおいしい水、疲れた身体に美味しいお酒が進みます。あまりに心地よく、飲みすぎてしまうこともしばしばです。

数年前、大峰山脈の癒し系の沢に初めて入渓した時のお話ですが、ネット情報や遡行記録等で研究したところ、大きな滝は無く、ザイルは必要ないとの遡行記録がほとんどでした。癒し系の沢ということで、甘く見てしまっていたのだと思います。沢への下降点がわからないという初歩的なミスを行ってしまったのです。谷へ下降する下降点を見失ってしまい、尾根沿いを永遠と下流へと向かってしまっていたのです。

ほぼ、尾根の末端で谷へ導かれるように下降すると、山中のとある宗教施設のど真ん中に降り立ったのです。人っ子一人見当たらない不気味な施設内を通過して、谷の上流に向かいました。施設のいたるところから監視の目が光っていたのかもしれません。その谷は、全域が当該宗教団体の所有地となっているのです。事前に入渓する旨連絡はしていたので、不法侵入者として捕まることはないとしても、あまり気持ちの良いものではなかったです。

下流域は、流れも速く深さもあり、ほとんど沢に入ることができません。宗教施設が沢沿いに付けた山道を、上流に向かって遡行しました。ようやく入渓できそうな溪相となり、入渓してしばらく進むと幕営適地に遭遇しました。時間的にも体力的にも滞まることにし、沢靴を脱ぐことにしたのです。

